

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	係員

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	健康保険事業所記号	
	厚生年金保険事業所整理記号	
	事業所所在地	〒 _____
	事業所名称	_____
	事業主氏名	_____
電話番号	(_____) _____	

受付日付印

社会保険労務士記載欄 氏名等

申出人署名欄	育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2)	令和 年 月 日
	健康保険組合理事長あて	
	住所	
	氏名	電話 (_____) _____

被保険者欄	① 被保険者整理番号		② 個人番号 (記入不要)							
	③ 被保険者氏名	フリガナ 氏 _____ 名 _____	④ 被保険者生年月日	5.昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 7.平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
	⑤ 子の氏名	フリガナ 氏 _____ 名 _____	⑥ 子の生年月日	9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
	⑦ 育児休業等終了年月日			9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
	⑧ 給与支給月及び報酬月額	支給月 _____ 月 _____ 日 _____ 月 _____ 日 _____ 月 _____ 日	給与計算の基礎日数 _____ 日	⑨通貨 円	⑩現物 円	⑪合計 (⑨+⑩) 円	⑫総計 円			
	⑬ 従前標準報酬月額	健保 _____ 千円 厚年 _____ 千円	⑭ 昇給降給	1.昇給 _____ 月 2.降給 _____ 月	⑮ 遡及支払額	_____ 円	⑯ 改定年月	_____ 年 _____ 月	⑰ 決定標準報酬月額	健保 _____ 千円
	⑱ 給与締切日支払日	締切日 _____ 日 支払日 _____ 日	⑲ 備考							
	⑳ 月変該当の確認	育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していませんか。 該当する場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 開始してません。 注：産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。								

○ 育児休業等終了時報酬月額変更届とは
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヵ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4ヵ月目の標準報酬月額から改定することができます。
ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

この届書は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

育児休業等終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3ヵ月とも17日未満の場合は15日）ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の『被保険者報酬月額変更届』（随時改定）とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

記入方法 | 次の事項に注意のうえ記入してください。

申出者署名欄	月額変更に関する被保険者の方が、住所及び氏名を記入してください。 * この欄の右上に、この届書を事業主に提出する日付を記入してください。
被保険者欄	
① 被保険者整理番号	資格取得時に払い出された被保険者整理番号(被保険証番号)を記入してください。
⑦ 育児休業等終了年月日	育児休業を終了した日付を記入してください。
⑧ 給与支給月及び報酬月額	支給月：育児休業等終了日の翌日の属する月から3か月を記入してください。 給与計算の基礎日数：月給者は暦日数、日給者は出勤日数等、給与支払の対象となった日数を記入してください。 (注意：基礎日数は給与支払日ではありません。) ⑦通貨：給料、手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。 ⑧現物：報酬のうち、食事、住宅、被服、定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。 ・現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。
⑨ 総計	「給与計算の基礎日数」が17以上の月の「⑦合計(⑦+⑧)」を総計した金額を記入してください。 ・「パート」の場合で17以上の月がない場合は、15以上の月の「⑦合計(⑦+⑧)」を総計してください。
⑩ 平均額	「⑨総計」で算出した金額を「給与計算の基礎日数」が17以上の月数で除して得た金額を記入してください。 算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。 ・「パート」の場合で17以上の月がない場合は、15以上の月数で除してください。
⑪ 修正平均額	昇給がさかのぼったため、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。
⑫ 従前標準報酬月額	現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。
⑬ 昇給降給	昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。
⑭ 遡及支払額	遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。
⑮ 改定年月	標準報酬月額が改定される年月を記入してください。育児休業等終了日の翌日が属する月の4か月目となります。
⑯ 決定標準報酬月額	「⑩平均額」又は「⑪修正平均額」から、健康保険標準報酬月額保険料額表の区分に応じた標準報酬月額を千円単位で記入してください。
⑰ 給与締切日支払日	給与締切日を記入してください。給与締切日が月末の場合は、「末日」と記入してください。 給与支払日は、当月か翌月のどちらか該当するものを○で囲み、支払日を記入してください。
⑱ 備考	

お知らせ

- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務するものであって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・「パート」とは、1週間の所定労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。